

バーコード関連製品を製造・販売のみならず  
貴社製品のPRに  
当財団Webページを活用しませんか？

GS1標準バーコード関連製品に関するお問い合わせが増えています。

医療用医薬品・医療機器

輸出対応

食品原材料

集合包装

POSレジで読み取る商品

当財団ではこのような場合に  
**GS1標準適合宣言製品リスト**をご案内しています。  
貴社製品も製品リストに掲載しませんか？

「GS1標準適合宣言製品リスト」掲載のメリット

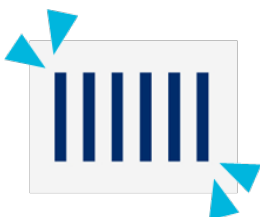


- **GJP会員\***であれば掲載は無料！申請だけで当財団Webページに掲載できます！
- **GS1標準自己適合宣言製品**としてPR可能！
- 当財団Webページや展示会での紹介など、**幅広くアピール**します！

\*GJP会員についての詳細は[当財団WEBページ](#)をご確認ください。



掲載の対象は下記4つのカテゴリに当てはまる製品です。



バーコード  
生成ソフト



バーコード  
プリンター



バーコード  
スキャナ



バーコード  
読取ソフト

## 「GS1標準適合宣言製品リスト」掲載申請方法

1. 自社製品の機能を[GS1 AIDC標準適合チェックリスト](#)で確認



チェックリストのダウンロードはこちら



2. 自己適合宣言書を当財団に提出



3. GS1標準に適合している製品の情報を[当財団Webページ](#)に掲載




製品リストはこちら



4. バーコード製品を探しているユーザーが製品情報を確認！



## GS1 AIDC標準 自己適合宣言のサービス概要

サービス対象	GJP会員（GS1 Japanパートナー会員） （GS1 Japanパートナー会員制度では、随時会員を募集しております。 制度概要・会員向けサービス・会費などの情報はGS1 Japanのホームページをご参照ください。）	
対象製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GS1標準バーコード生成ソフト</li> <li>・GS1標準バーコードプリンタ</li> <li>・GS1標準バーコードスキャナ</li> <li>・GS1標準バーコードその他読取ソフト</li> </ul>	
対象シンボル	GS1標準バーコードシンボル（一次元シンボルおよび二次元シンボル）	
料金	無料	申請の手引きはこちら
申請方法	詳しい申請方法は <a href="#">申請の手引き</a> をご覧ください。	
申請先	GS1 Japan ソリューション第1部 GS1 AIDC 自己適合宣言担当 Mail : <a href="mailto:aidc@gs1jp.org">aidc@gs1jp.org</a>	